



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュール・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年10月25日から26日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)
- [開示に関する取組み – 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [仲介者からの未収保険料（IFRS 第17号及びIFRS 第9号） アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [従業員に提供される住宅及び住宅ローン – アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [デリバティブ契約に対する保証（IFRS 第9号） – アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12C）](#)
- [IFRIC Update 2023年9月（アジェンダ・ペーパー12D）](#)

リサーチ及び基準設定

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2023 年 10 月 25 日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルが適切となり有用な情報を提供することとなるリスク管理活動の種類について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2023 年 10 月 25 日に会合し、次のことを行った。

- 直接的な関係（の有無）の概念についてのアンケート調査からのフィードバックに基づいて、公表予定の会計基準書にガイダンスを含めるべきかどうかについて議論した。当該フィードバックは、資産化された借入コスト、インフレーション及び規制資本ベースに含まれるその他の項目に関するものである（アジェンダ・ペーパー9A）。アジェンダ・ペーパー9A は、[2023年9月のIASB会議のアジェンダ・ペーパー9B](#)を補完している。
- 公開草案「規制資産及び規制負債」（公開草案）における規制上の合意の境界線に関する提案を再審議した（アジェンダ・ペーパー9B）。

直接的な関係（の有無）の概念 — 追加的なフィードバック（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は、公表予定の会計基準書に、まだ使用可能になっていない資産に対する規制リターンのうち企業が資産化した借入コストについて補償するものを会計処理する方法に関するガイダンスを含めることを暫定的に決定した。当該ガイダンスは、次のいずれかの場合に企業がそうした規制リターンをどのように会計処理するのかを例示するものとなる。

- a. 企業が資産化する借入コストを個別資産レベルよりも高いレベルの集約で決定する場合、又は
- b. 規制機関が規制リターンを実質ベースで決定する場合

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

規制上の合意の境界線（アジェンダ・ペーパー9B）

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の合意の更新又解約を行う権利について公開草案で提案していたガイダンスを維持する。IASB は公表予定の会計基準書において、当該権利は明示的である場合も黙示的である場合もあり得る旨を明確化する。
- b. 規制上の合意の解約に対する補償について公開草案で提案していたガイダンスを維持する。IASB は公表予定の会計基準書において、当該ガイダンスは終結が生じるその他の状況にも適用される旨を明確化する。
- c. 現在までに完了した履行への支払に対する企業の権利に関する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の第 35 項(c)における原則を含める。企業は当該原則を用いて、未回収の規制資産及び未履行の規制負債で構成される金額についての規制上の合意の終結に対する補償について、それを受け取る強制可能な現在の権利又はそれを支払う強制可能な現在の義務が存在するかどうかを評価するのに役立てることとなる。
- d. 規制上の合意の境界線の見直し及び変更について公開草案で提案していた要求事項を維持する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、企業が規制上の合意を更新する実質上の能力及び他の当事者が規制上の合意を解約する実質上の能力を企業がどのように評価するのかについて、ガイダンスをさらに追加することはしないことも暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB はプロジェクト提案について引き続き再審議する（規制上の合意の境界線内のキャッシュ・フローを企業がどのように識別し測定するのかに関してガイダンスをさらに追加すべきかどうかを含む）。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 10 月 26 日に会合し、関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定的な決定を、持分法で会計処理する関連会社に対する投資以外の投資に適用するかどうかについて議論した。

公開草案に向けて－IASB の暫定的な決定を個別財務諸表において子会社に対する投資に適用することの含意（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定的な決定を、親会社が持分法を使用して個別財務諸表において子会社に対する投資を会計処理することを選択する場合に適用することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

公開草案に向けて－IASB の暫定的な決定を共同支配企業に対する投資に適用することの含意（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定的な決定を、共同支配企業に対する投資に適用することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、持分法で会計処理する関連会社に対する投資以外の投資についての開示要求の考え得る改善について議論する。

金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は 2023 年 10 月 26 日に会合し、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案）に対する利害関係者のフィードバックについて議論した。

利害関係者のフィードバックを受けて、IASB は以下に関しての適用指針を明確化する考え得る方法について議論した。

- a. 基本的な融資の取決めと整合的である金利の諸要素
- b. 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はこのトピックについての議論を継続する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2023 年 10 月 25 日に会合し、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の文案作成において集約及び分解並びにその他のトピックに関して識別された整理論点について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が売上原価を含む営業費用を機能別に分類する場合にのみ、純損益計算書において売上原価に係る科目を機能別に分類した他の費用と区分して表示することを企業に要求する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

- b. 財政状態計算書について企業が次のようにすることを明確化する。
 - i. 存続期間並びに回収及び決済の時期の特性を用いて、資産及び負債を流動又は非流動に分類し、流動性の特性を用いて、資産及び負債を流動性の順序で分類する。
 - ii. 性質及び機能の特性を用いて、資産及び負債を独立した各科目に集約する。存続期間、流動性、測定基礎、種類及び税効果などのその他の特性は、企業が資産及び負債の性質又は機能を識別する助けとなる。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

- c. 適用開始期間の直前の事業年度よりも前の期間について IFRS 第 18 号の遡及適用を免除する経過措置は設けない。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、軽微な整理論点についての文案作成アプローチについて議論し確認した。ただし、1 つ又は複数の機能別科目を表示する企業による特定の費用の性質別の開示に関しては例外とした。IASB は、そのような企業は、営業区分のみの中の各科目に含まれているこれらの費用に係る金額を単一の注記で開示することを要求される旨を確認することを暫定的に決定した。さらに、企業は同じ注記に、特定の各費用についての 2 つの開示を含めることも要求される。

- a. IFRS 会計基準ですでに要求されている、性質別の特定の費用に係る合計額
- b. 営業区分の外のどの科目に、営業区分の中の科目に含まれている金額の合計額と(a)に記述した合計額との差額が含まれているのかの説明。こうした説明は、開示している項目が含まれている科目の定性的な説明を提供するという 2021 年 9 月（アジェンダ・ペーパー-21D）における前回の暫定的な決定ですでに要求されている。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、他の整理論点について今後の会議で議論する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）

IASB は 2023 年 10 月 25 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」（公開草案）における提案を再審議した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案（アジェンダ・ペーパー-30A）

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準（基準）の第 23 章を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における諸原則を反映するように改訂することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

第 9 章「連結財務諸表及び個別財務諸表」における支配モデルの簡素化（アジェンダ・ペーパー-30B）

IASB は、企業が基準の 9.5 項における反証可能な推定をどのように適用するのかを明確化することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

開発費の認識（アジェンダ・ペーパー-30C）

IASB は、基準における開発費の認識についての要求事項を維持することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

借入コストの認識（アジェンダ・ペーパー-30D）

IASB は、基準における借入コストの認識についての要求事項を維持することを暫定的に決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

完全版 IFRS 会計基準の最近の修正（アジェンダ・ペーパー-30E）

IASB は、基準を下記の修正に合わせる提案を一般のコメントを求めるために公開することを暫定的に決定した。

- a. 「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正した)
- b. 「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を修正した)

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画で示した公開草案における提案を引き続き再審議する。

IASB は、アジェンダ・ペーパー 30E に関する決定を受けて、この第 2 次包括レビューの一部として第 2 の公開草案を公表する。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示 (アジェンダ・ペーパー 31)

IASB は 2023 年 10 月 26 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」で提案した開示要求のいくつかに関して引き続き議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 33 項、第 54 項(c)、第 56 項(b)、第 100 項(c)、第 101 項、第 109 項、第 158 項、第 159 項及び第 181 項(c)で提案した要求事項を撤回する。
- b. 公開草案の第 32 項、第 53 項、第 69 項(d)、第 76 項、第 77 項、第 128 項(d)、第 133 項、第 146 項(e)、第 147 項(e)、第 152 項(d)、第 152 項(f)、第 154 項、第 196 項(a)及び第 210 項で提案した要求事項を修正して、それらの文言をこれらの提案が削減版となっている関連する IFRS 会計基準における開示要求で使用されている文言に合わせる。
- c. 公開草案の第 38 項を修正して、同項で提案した開示要求を第 37 項で提案した要求との整合性が高まるようにする。
- d. 公開草案の第 36 項(e)、第 36 項(g)、第 92 項、第 94 項、第 98 項、第 106 項(a)及び第 107 項(a)で提案した要求事項における文言を維持する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は文案作成プロセスで生じる追加の整理論点について議論する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー 12)

IASB は 2023 年 10 月 26 日に会合し、IFRS 解釈指針委員会 (委員会) の 2023 年 9 月の会議で議論された 3 件のアジェンダ決定を検討し、当該会議についてのアップデートを受けた。

仲介者からの未収保険料 (IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号) — アジェンダ決定の最終確定 (アジェンダ・ペーパー 12A)

IASB は、アジェンダ決定「仲介者からの未収保険料」(IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」) に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2023年10月に [IFRIC Update 2023年9月](#) の追補において公表される。

従業員に提供される住宅及び住宅ローン — アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、アジェンダ決定「従業員に提供される住宅及び住宅ローン」に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2023年10月に [IFRIC Update 2023年9月](#) の追補において公表される。

デリバティブ契約に対する保証（IFRS 第9号） — アジェンダ決定の最終確定（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB は、アジェンダ決定「デリバティブ契約に対する保証」（IFRS 第9号）に反対するかどうかを問われた。

当該アジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

当該アジェンダ決定は、2023年10月に [IFRIC Update 2023年9月](#) の追補において公表される。

IFRIC Update 2023年9月（アジェンダ・ペーパー12D）

IASB は委員会の 2023年9月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は [IFRIC Update 2023年9月](#)（[日本語訳](#)）で公表された。

IASB は何も決定を求められなかった。